(別表1)

事業継続力強化支援計画

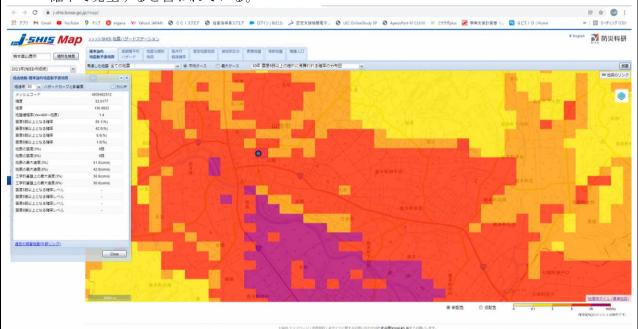
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

- (1)地域の災害リスク
- ①災害想定の概要
- ア 地震について
 - ○熊本県内には、日本の主な活断層の中で今後30年の間に大規模地震が発生する可能性が高い グループに属している布田川・日奈久断層帯や、やや高いグループに属している人吉盆地南緑 断層帯、雲仙断層帯を始め、多くの活断層が県内に分布している。
 - ○本市に大きな影響を及ぼす主要活断層としては、「布田川・日奈久断層帯」、「雲仙断層帯」があり、これに加え「南海トラフ」についても、その想定される規模の大きさから本市への影響は多大であると想定される。

(J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 8.6%の 確率で発生すると言われている。



地震ハザードステーション(J-SHIS)

URL:http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/

イ 風水害等

- ○本市では、例年6月前半頃に梅雨入りし、7月後半ごろまでが梅雨の期間となり雨の日が続き やすくなる。
- ○川が増水する危険、崖が崩れてくる危険、落雷や竜巻の危険など警戒が必要な時期でもある。
- ○ゲリラ豪雨(局所的豪雨)のように短時間で川が増水するような大雨の場合もある。
- ○台風に関しては、台風が九州の西岸に接近して北上、又は西岸に上陸後九州を横断する場合に、 暴風・大雨に特に注意が必要である。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に 比べて大雨による災害が発生しやすくなる。

平成27年に上陸した台風15号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。近年は、台風の発生回数や上陸回数が上昇傾向である。

【河川の水位情報】

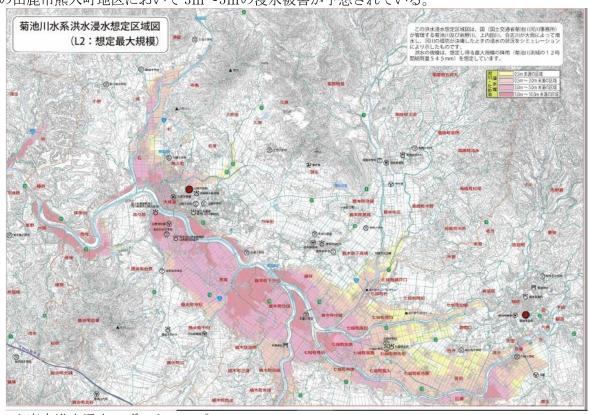
河川の水位が上昇して洪水の恐れがあるとき、避難情報を発令します。各避難情報は、各河川で定められた水位の基準に達するなどの状況から判断し、発令します。

水位の名称等	避難情報の種類	菊池川	菊池川 岩野川	
が振う石がみ	た工夫は「日午以~ノイ王大尺	山鹿	城	岩野
氾濫危険水位	····· 避難指示	6.30	4.60	4.29
氾濫が起こる可能性がある水	位の目安			
避難判断水位	高齢者等避難	6.10	3.60	3.43
避難の目安になる水位	の目安			
氾濫注意水位	・・・・・・・・・・ 発表なし・・・・・・・・	4.00	3.00	3.43
防 水防団が出動する目安になるが	《位			
水防団待機水位	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.20	2.50	1.63
水防団が準備する目安になるが	〈位			
ふだんの水位			単位: m	

出典:「熊本県統合型防災情報システム」(http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/)

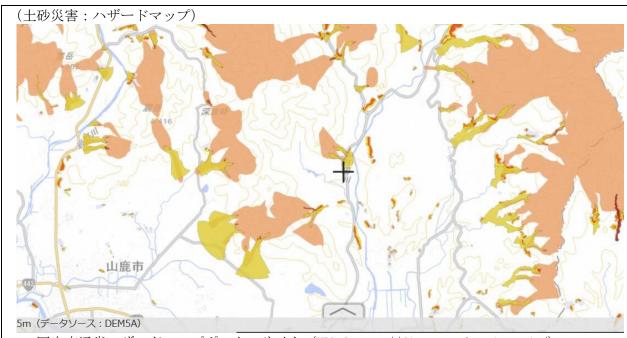
(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、菊池川・岩野川沿いにおいて浸水が幅広く予想されており、山鹿市下町、宗方地区において $3m\sim5m$ 、山鹿市鍋田、石地区において $3m\sim10m$ 、また、吉田川沿いの山鹿市熊入町地区において $3m\sim5m$ の浸水被害が予想されている。



山鹿市洪水浸水ハザードマップ

URL: https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1339370486730/index.html



国土交通省ハザードマップポータルサイト (URL:https://disaportal.gsi.go.jp/)

ウ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症においては、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

- (2) 商工業者の状況 令和3年12月31日現在
- ・商工業者数1,313者
- · 小規模事業者数 1,022者

【内訳/県被害調査区分】

業種	商工業者数	構成比	小規模事業者数	構成比	備考 (事業所立地状況等)
卸売・小売業	390	29.7%	277	27.1%	管内に広く分散
宿泊・飲食サービス	577	43.9%	459	44.9%	市の中心部に立地
製造業	92	7.0%	72	7. 1%	東部工業団地に多く立地
建設業	126	9.6%	120	11.7%	管内に広く分散
その他	128	9.8%	94	9.2%	管内に広く分散
合計	1, 313		1,022		

(3) これまでの取組み

ア 山鹿市の取組

- ・防災計画の策定 避難所の設定、防災マップの作成と周知
- ・防災情報の提供 防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ、やまがメイト等による周知
- ・防災備品の備蓄 防災監理課にて、食料、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練
- ・山鹿市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

イ 山鹿商工会議所の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策やセミナーの周知 当所会報・HP 等で周知するとともに、必要に応じて巡回・窓口指導時に関係資料を配布
- 防災訓練の実施
- ・日本商工会議所・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進 日本商工会議所の各 PL 保険制度、情報漏洩賠償責任保険制度、業務災害補償プラン、休業補 償プラン、火災・地震保険について各損害保険会社と連携しての加入推進
- ・防災備品・支援物資の避難所等での搬入搬出の支援

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画(BCP)もしくは事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない課題

当地区は幸い災害が少ない地域であったこともあり、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。事業継続計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当所の取組も本格化していないのが実態である。当所と当市との連携による取組強化の必要性が高まっている。

(2) 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり、支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

(3) 小規模事業者の策定手法の課題

国をはじめ関係機関等から事業継続計画(BCP)の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

- ・当所より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認を円滑に行うため、当所と当市と の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防 止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<事業者BCP策定の推進に関すること>

- ・地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施する。 開催通知は、対象者への郵送及び当所と当市広報のページにて情報発信する。
- ・事業所が策定した事業継続計画(BCP)もしくは事業継続力強化計画の取り組み状況の確認や、 必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当所と当市の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

本計画と山鹿市地域防災計画等に基づいて、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を 軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支 援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害 保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策 の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<定量目標>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	3	5	5	5	5

- 2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画作成
- ・当所は令和4年1月、事業継続計画を策定(別添)
- 3) 関係団体等との連携
- ・事業継続力強化支援に取り組まれている専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- 4) フォローアップ
- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当所と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の 手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- 1) 応急対策の実施可否の確認
- 発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・商工会議所の事業継続計画に従い迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、山鹿市における感染症対策本部の方針に基づき当所による感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

豪雨の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず は安全を確保し、警報解除後に出勤する。

土砂災害の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず は安全を確保し、警報解除後に出勤する。

- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の、当所または当市の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」
	など、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」な
	ど、大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通
	網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」な
	ど、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」
	など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

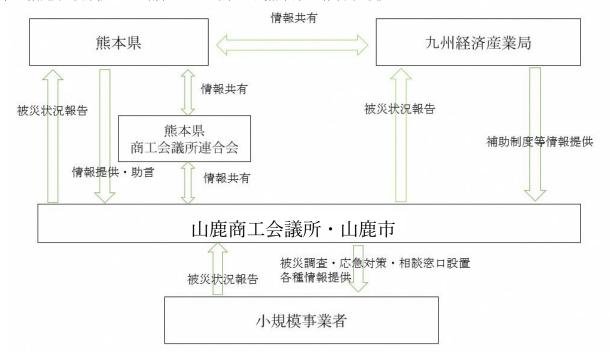
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~4週目	1日に1回共有する
5週目~8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「山鹿市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と 発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>
- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会議所連合会宛でにメール又は FAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当所または当市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当所は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当所・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当所・ 当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

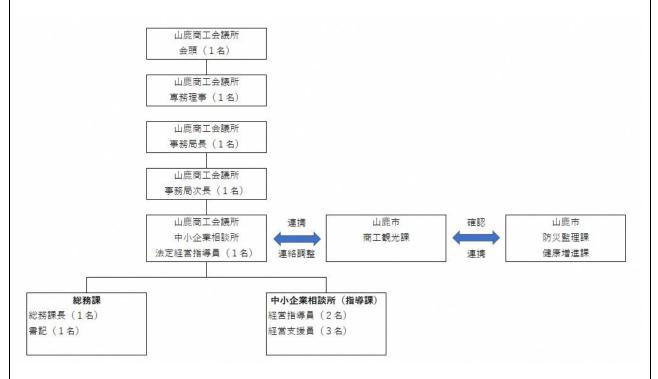
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名	連絡先		
大橋史孝(山鹿商工会議所)	後述(3)①参照		

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

山鹿商工会議所

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿 1 3 階 電話:0968-43-4111 FAX:0968-44-0972

E-mail: ymg1613@orange.ocn.ne.jp

熊本県商工会議所連合会 (熊本商工会議所)

〒860-8547 熊本県熊本市中央区横紺屋町 10 番地

電話:096-354-6688 FAX:096-352-5202

E-mail: info@kmt-cci.or.jp

②関係市町村

山鹿市役所 商工観光課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987-3

電話: 0968-43-1579 FAX: 0968-43-8795 E-mail: syohkan@city. yamaga. kumamoto. jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6 年度	7年度	8年度
必要な資金の額	100	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
講師謝金・旅費 資料印刷費	3 0 4 0				
チラシ送料	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
防災、感染症対 策費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等